

区の保有する債権の放棄について

 中央区債権管理条例（平成31年3月中央区条例第4号）に基づき、令和6年度に放棄した債権を報告する。

概要

1 内容

適正な債権管理を進めるため、区が保有する債権のうち、債務者が生活困窮状態、死亡の事情により徴収が事実上困難であるものについて、中央区債権管理条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき権利の放棄を行ったものである。今回、令和6年度に放棄した案件について、条例第13条第2項の規定に基づき報告をする。

2 放棄した債権の名称、金額等

○ 女性福祉資金貸付金 5件

|    | 住所           | 債権額        | 適用条項 |
|----|--------------|------------|------|
| 1  | 東京都中央区勝どき一丁目 | 159,884円   | 第1号  |
| 2  | 埼玉県越谷市下間久里   | 1,492,916円 | 第1号  |
| 3  | 埼玉県白岡市西十丁目   | 54,000円    | 第6号  |
| 4  | 東京都江東区常盤二丁目  | 784,218円   | 第6号  |
| 5  | 東京都台東区西浅草二丁目 | 2,330,832円 | 第6号  |
| 合計 |              | 4,821,850円 |      |